

見積り合わせに関する募集（役務）

1 調達内容

（1）調達件名

富山労働局助成金センター4階電話主装置更新工事

（2）調達案件の仕様、履行期間及び納入場所

別添「仕様書」による。

2 見積り合わせ参加に必要な書類

（1）見積書

（2）誓約書（別紙）

宛名は「支出負担行為担当官 富山労働局総務部長」とすること。

3 見積書等関係書類の提出期限及び場所

令和8年10月20日（火）17時15分まで

持参、メール、FAX又は郵送とする。郵送の場合、提出期限必着とする。

〒930-8509

富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎5階

富山労働局 総務部総務課会計第一係 担当 藤森（ふじもり）

TEL 076-432-2727

FAX 076-432-6471

E-mail kaikei-toyamakyoku.a^{イチ}15(★)^{エル}mh1w.go.jp

※(★)を@に変更してください。

4 見積り合わせの結果通知

令和8年10月21日（水）12時までに、見積り合わせに参加した者に通知する。

5 その他留意事項

（1）見積金額について

見積書の様式は任意とするが、内訳ごとに単価・数量・金額を記載すること。

なお、金額は見積もった金額の110分の100に相当する金額（以下「税抜き価格」という。）、消費税及び地方消費税額（以下「消費税額」という。）及び税抜き価格に消費税額を加算した合計金額（以下「税込み価格」という。）を記載すること。ただし、免税業者においては、見積書にその旨を明記すること。

（2）契約の相手方の決定について

総価において最低価格を提示した事業者を、契約の相手方として決定する。

誓 約 書

当社（私）は、下記（１）から（６）のいずれの要件も満たしていることを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
また、必要に応じて、証明書等の追加資料の提出を求められることについて了承します。

記

- （１） 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
- （２） 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- （３） 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民保険、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- （４） 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- （５） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。
- （６） 労働関係法令を遵守している者であり、過去 1 年以内に当該業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

富山労働局総務部長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

富山労働局助成金センター4階電話主装置更新工事 仕様書

1 件名

富山労働局助成金センター4階電話主装置更新工事

2 概要

富山労働局助成金センター4階に設置されている電話主装置を更新し、作動可能な状態に整備するとともに、既設の電話主装置及び周辺機器を撤去し、廃棄する。また、別添電話配置図に基づき、既設電話機の移設、再設定作業を行う。

3 履行場所

富山労働局助成金センター4階～7階（富山市神通本町1-6-9 MIP Sビル）

4 履行期限

令和9年3月7日（日）

※作業は原則として土日に実施することとし、詳細な日程は契約担当職員と事前に調整すること。

5 仕様

- （1）富山労働局助成金センター4階に設置されている電話主装置を更新し、作動可能な状態に整備すること。
- （2）既設の電話主装置及び周辺機器を撤去し、廃棄すること。
- （3）5階で使用している電話番号の収容先を、現在の6階に設置されている電話主装置から4階に新設される電話主装置へ変更すること。
- （4）（3）に伴い、5階の OKI 製電話機をすべて日立製電話機（労働局で保管している予備機器）に取り替え、設置すること。
- （5）4階と5階事務室の内線通話及び外線電話の転送が行えるようにすること。
- （6）4階及び5階事務室から6階（助成金センターエリア）及び7階事務室の内線通話が行えるようにすること。
- （7）別添電話配置図に基づき、内線番号の変更及び内線の代理応答グループの設定変更を行い電話機の表示を修正すること。
- （8）職員専用電話番号（076-411-9618（非公開））を4階及び5階事務室の全電話機で受発信できるよう、専用の外線ボタンを備えること。
- （9）別添電話配置図に基づき6階（助成金センターエリア）の不要となった電話機2台を撤去すること。なお、撤去した電話機2台は労働局で保管する。
- （10）5階不正受給対策グループの4台の電話機の電話番号（076-411-9654）を5階代表電話番号076-432-9172に変更し着信音を統一すること。
- （11）4階内線番号407電話機と5階内線番号501電話機で各フロア全体の留守番電話切替が行えること。
- （12）4階内線番号406電話機に通話録音装置（現在4階内線番号413に設置さ

れているもの)を設置すること。

6 調達機器参考銘柄

品名	型番	単位	数量
電話交換機 MX-01V2	MXB-BCBTACCUB	台	1
増設キャビネット	MXA-ECBT1A	台	1
28AH バッテリーA	MXA-28AHBATT	台	1
バッテリーボックス A	MXA-BATTBOXA	台	1
8 回路デジタル電話機ライン回路 A	MXA-8DLINA	枚	4
増設 8 回路デジタル電話機ライン回路 A	MXA-P8DLINA	枚	4
16 回路 IP トランク A	MXA-16VOIPTA	枚	1
8 回路単独電話機ライン回路 A	MXA-8SLINC	枚	1

- ・電話機は既存機器を流用することとし、既存機器に接続可能な機種で更新すること。
- ・多機能電話接続：64 回路、VOIP 接続：16 回路、単独電話接続：8 回路を実装すること。
- ・3 時間停電バッテリーを実装すること。
- ・回線契約について、回線事業者と調整が必要な事項が発生した場合は、契約担当職員と協議の上、必要な調整を行うこと。

7 既存機器

(1) 電話主装置

	品名	型番	単位	数量
更新	電話交換機 MX-900IP	MXN-BCBTA-0B	台	1

(2) 電話機

	品名	型番	単位	数量
流用	HI-24F-多機能電話機 SDA	HI-24F-TELSDA	台	56

8 留意事項

- (1) 工事前に十分現場の調査を行うこと。

- (2) 工事に関する技術的な責任はすべて受注者が負うものとする。また、作業に対する指揮監督は受注者において行うこと。
- (3) 作業時間内は、事故のないように安全管理を徹底すること。
- (5) 既設の電話主装置、周辺機器及び作業に伴い発生する廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令を遵守し、適切に処分すること。
- (6) 動作試験の結果、問題が発生した場合は、原因を調査するとともに、正常に動作するように再度調整を行うこと。既設の電話配線に問題があると判明した場合は、受注者の負担で該当箇所の配線の取替えを行うこと。
- (7) 設置後は、取扱説明書を電子データで提供し、担当職員に対し十分な説明を行うこと。
- (8) 電話交換機の納入、引渡し後、1年間は保証期間とし、故障や障害が発生した場合は、速やかに技術者を派遣し、修理を行うこと。
- (9) 当該工事等に当たって知り得た情報は外部に漏えいしないこと。工事終了後も同様とする。
- (10) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合には、担当職員と協議の上、決定すること。

9 再委託

- (1) 契約業者は、業務の全部を第三者（契約業者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 契約業者は、再委託する場合には、発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りではない。
- (3) 契約業者は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、発注者に対し全ての責任を負うものとする。

10 その他

- (1) 見積書は、「支出負担行為担当官 富山労働局総務部長」宛てで提出すること。
- (2) 見積り金額には、部材費、労務費、運搬費、現場雑費、法定福利費等の契約の履行に要する一切の費用を含めること。
- (3) 作業終了後、労働局担当職員の検査を受けること。検査に合格後、「官署支出官 富山労働局長」宛て請求書を作成し、提出すること。

11 本案件に関する問合せ先

【仕様書について】

富山労働局総務部総務課 藤森（ふじもり）

富山市神通本町1丁目5-5 富山労働総合庁舎5階

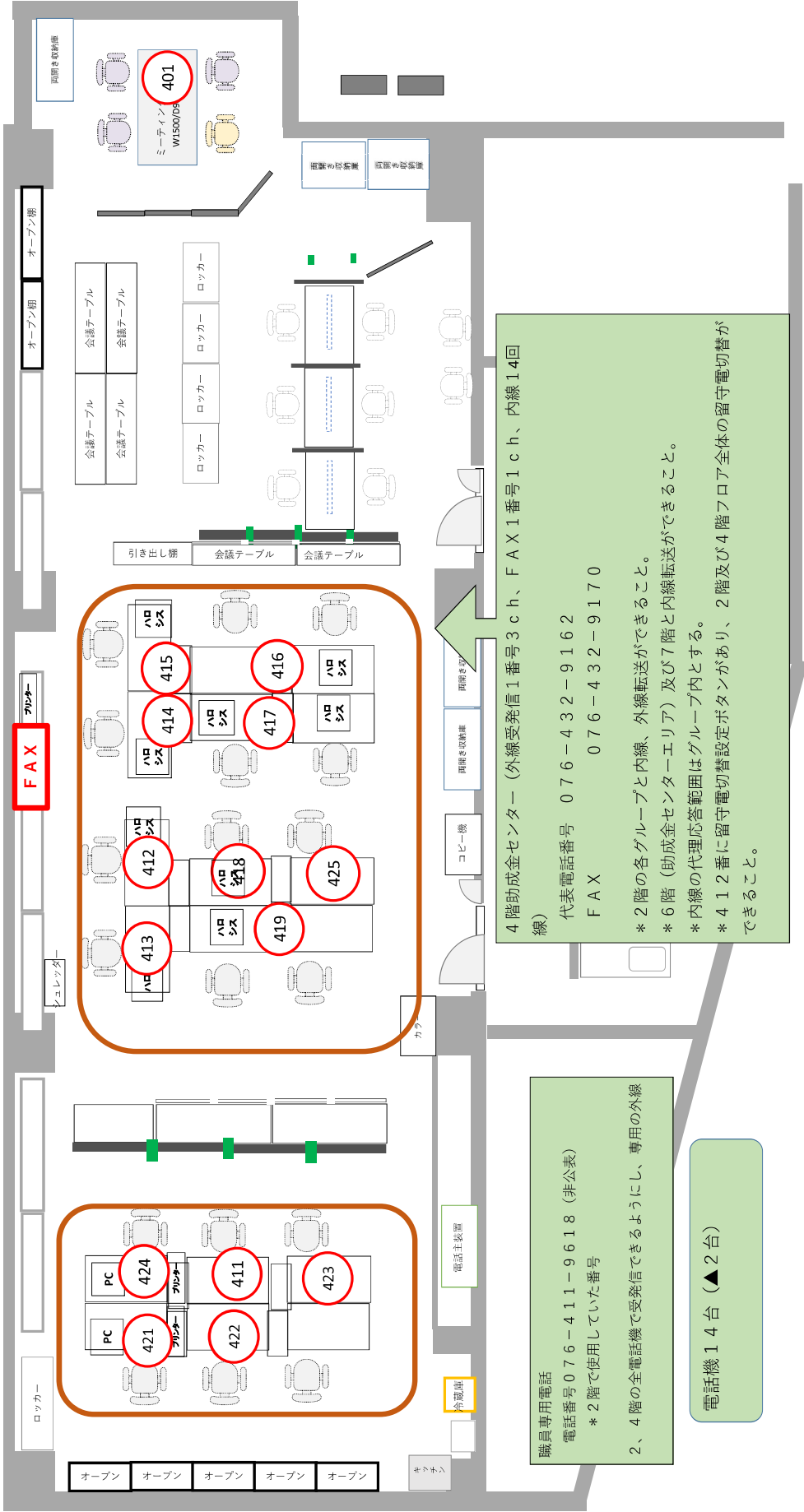
電話：076-432-2727 FAX：076-432-6471

【現地確認について】

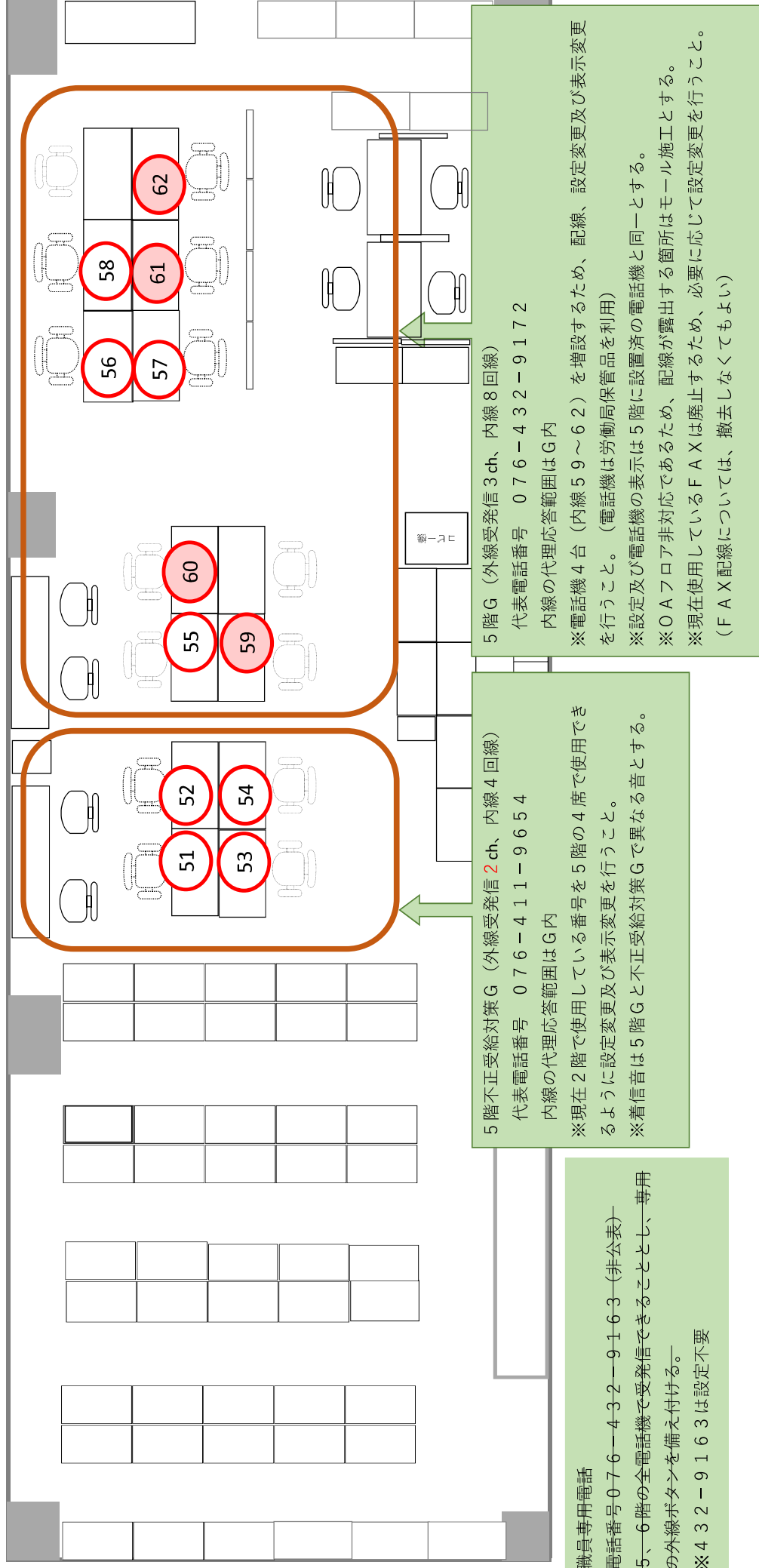
富山労働局職業安定部職業対策課 西田（にしだ）

富山市神通本町1丁目5-5 富山労働総合庁舎6階
電話：076-432-2793

助成金センタ－4階



MIPSビル5階（変更前）



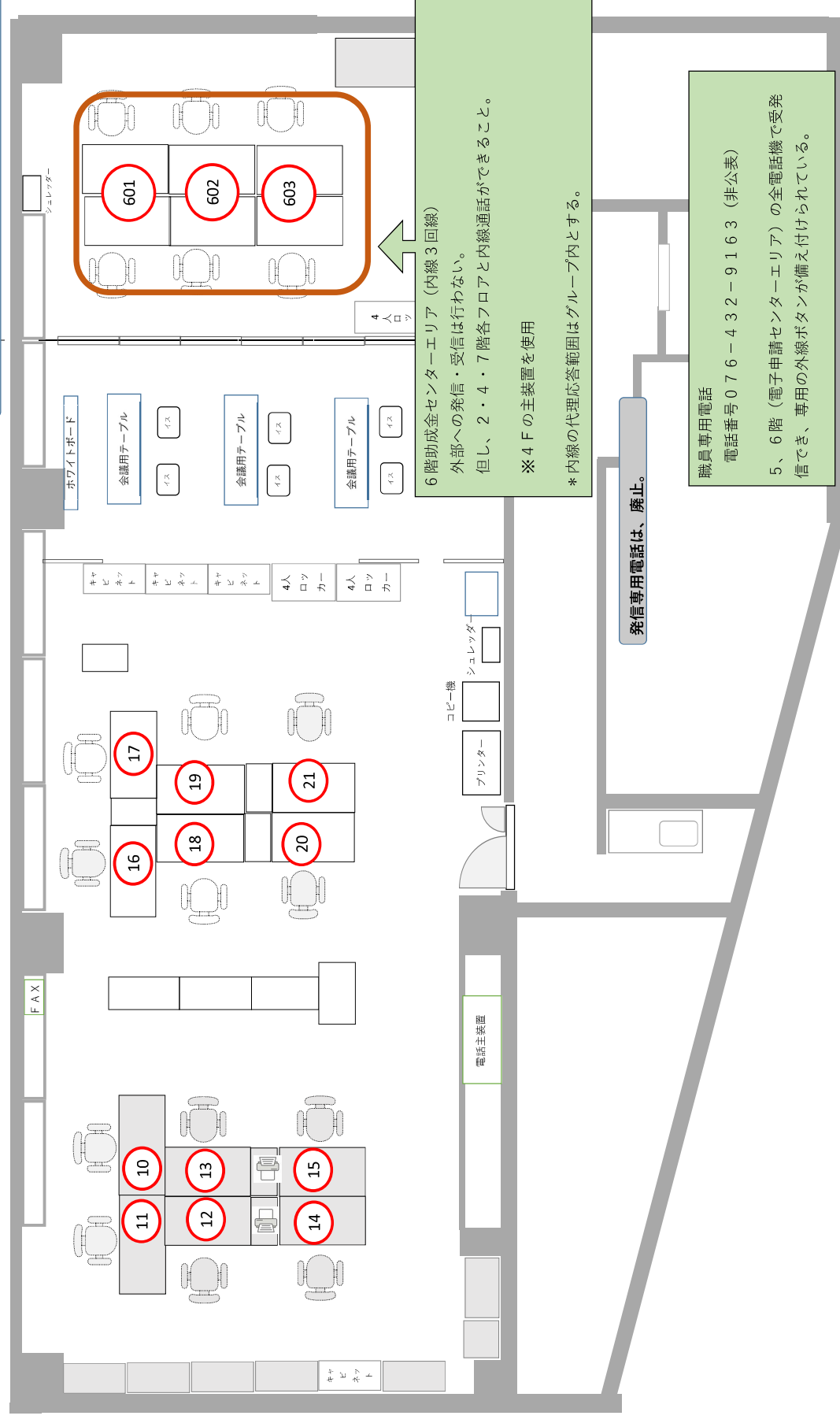
MIPSビル6階 電話レイアウト図 (変更前)

6階主装置の電話機を増やしたい場合は、総務課に予備(6台程)有り

電子申請事務センター

助成金センター

4階主装置の電話機を増やしたい場合は、総務課に予備有り

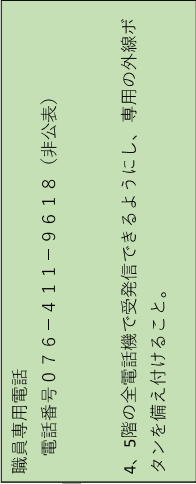


MIPSビル7階 電話レイアウト (変更前)

4階主装置の電話機を増やしたい場合は、総務課に予備有り



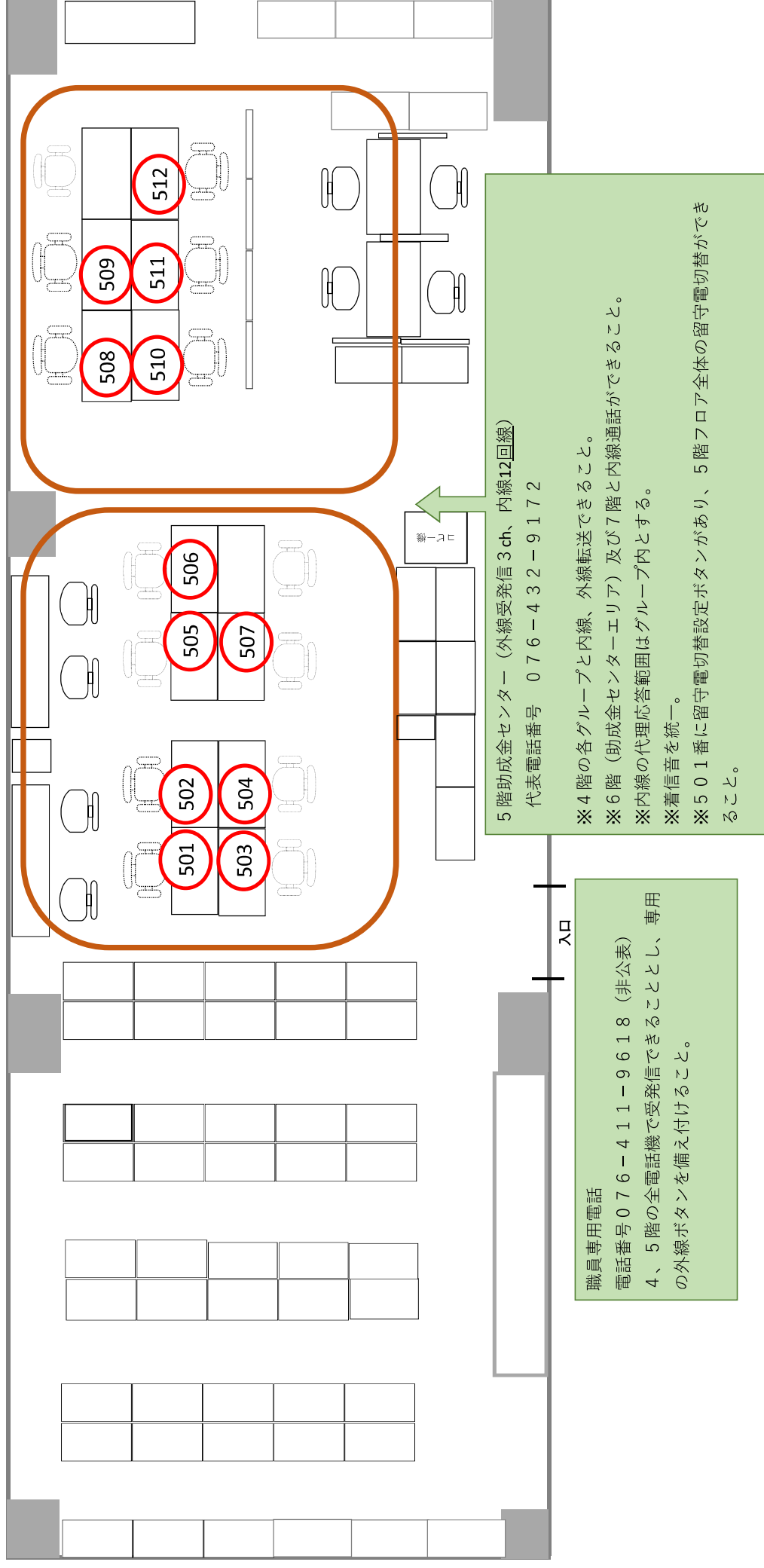
助成金センタ－4階 レイアウト図 (変更後)



代表電話番号 076-432-9162
FAX 076-432-9170

- * 5 階の各グループと内線、外線転送ができること。
- * 6 階（助成金センターエリア）及び7 階と内線通話ができること。
- * 内線の代理応答範囲はグループ内とする。
- * 4 0 7 番に留守電切替設定ボタンがあり、4 階フロア全体の留守電切替ができること。
- * 4 0 6 番に通話録音装置（支給品）を設置すること。（タカコム VR-D17 9）

助成金センター5階 レイアウト (変更後)



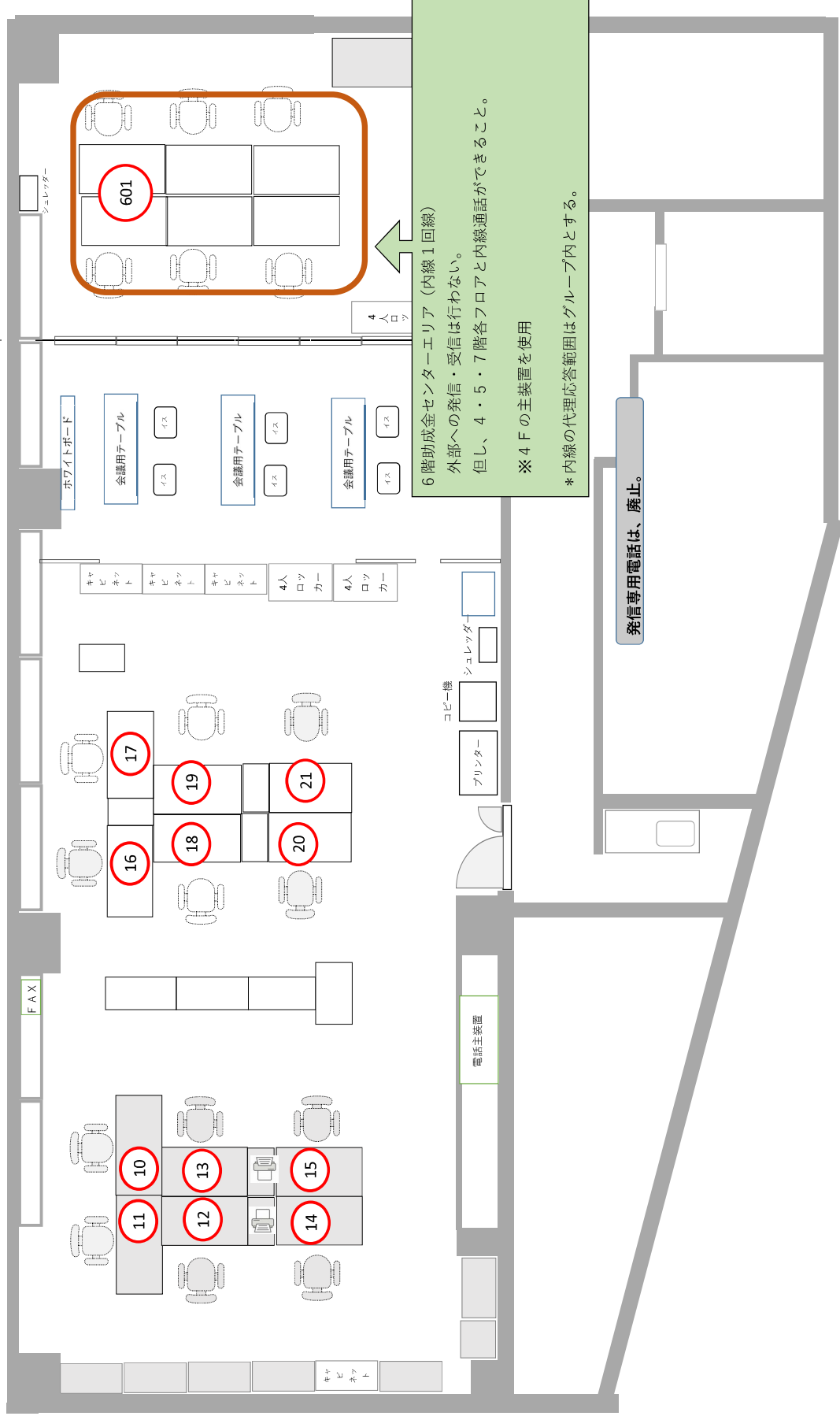
助成金センター6階 レイアウト図 (変更後)

6階主装置の電話機を増やしたい場合は、総務課に予備(6台程)有り

電子申請事務センター

助成金センター

4階主装置の電話機を増やしたい場合は、総務課に予備有り



助成金センター7階 レイアウト図 (変更後)

4階主装置の電話機を増やしたい場合は、総務課に予備有り



収 入
印 紙

請 書 (案)

令和*年*月*日

支出負担行為担当官
富山労働局総務部長 渡辺 聡 殿

住 所
氏 名

印

工事名	数量	金 額
富山労働局助成金センター4階電話主装置更新工事	1 式	円
消 費 税		円
合 計		円

上記工事については、下記の各条件を承認し、かつ、遵守することを約してお請けいたします。

記

- 1 工事場所 富山労働局助成金センター4F～7F
(富山市神通本町1-6-9 MIPSBビル)
- 2 履行期限 令和9年3月7日(日)まで
- 3 工事等に係る品質、形状、寸法は、全て仕様書の指定のとおりであって、検査職員の検査に合格するものでなければならない。
なお、工事完了に際しては、書面をもって検査職員に届け出るものとする。
- 4 工事の施工に際し構内外建物、工作物、樹木等に対し損傷を与えないようあらかじめ必要な保護設備をするものとする。設備不十分のため損害を与えたときは、請負者側で費用を負担して修復しなければならない。
- 5 次の各号の一に該当するときは、契約担当官等(会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官をいう。以下同じ。)において、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合においては違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付すること。ただし、天災地変その他正当な理由に基づく認められる場合においてはこの限りでない。違約金の他、契約解除に伴う損害が生じた場合には、その金額は協議して定める。この場合、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、その超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
 - (1) 期限内に工事が完了しないとき
 - (2) 検査の際に検査職員の職務執行を妨げ、又は不正行為があったとき
 - (3) 請負人から解約を申し出たとき
- 6 完了検査に合格した後において、引き渡しの工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものを発見したときから1年以内に通知があった場合は、契約担当官等の指示に従って、遅滞なく補修又は改造して再検査を受け、若しくは契約担当官等において算定した金額を損害賠償として支払わなければならない。
- 7 完了検査は、工事完了届出後14日以内に行うものとする。
- 8 期限内に契約が履行し難い場合には、その事由を記して期限内に納入延長の申し出をすることができる。この場合において、特に遅滞料を徴することとして延期を許可することがある。遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴するものとする。ただし、契約担当官等が納入遅滞について正当な事由があると認めたときは、遅滞料を免除することができる。
- 9 代金の支払時期は、完了検査を行った後、適法な支払請求書を受理した日から40日以内とする。
- 10 この契約は、契約担当官等の都合により解除することができる。この場合における損害額については、協議してこれを定める。
- 11 この条項に定めない事項については、協議してこれを定める。